

# Japan Tax Newsletter

デロイト トーマツ 税理士法人

2025年1月21日号



< Index >			
国際課税	1	グローバル・ミニマム課税への対応	P. 1
	2	外国子会社合算税制等の見直し	P. 6
消費課税	1	外国人旅行者向け消費税免税方式及び免税制度等の見直し	P. 7
	2	リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例	P. 9

## はじめに

令和6年12月20日、与党より令和7年度税制改正大綱（以下「大綱」）が公表され、12月27日に閣議決定された。

本ニュースレター「令和7年度税制改正の詳解」では、大綱の項目のうち、法人に関する分野（国際課税（デジタル課税等）・消費課税）を中心に、図解等を用いて詳しく解説する。

なお、以下の内容は大綱に基づくものであり、実際の適用に当たっては、令和7年3月までに成立が見込まれる関連法令等を確認する必要がある点に、留意されたい。

## 国際課税

### 1. グローバル・ミニマム課税への対応

国際合意の通り、軽課税所得ルール（Undertaxed Profits Rule：以下「UTPR」）及び国内ミニマム課税（Qualified Domestic Minimum Top-up Tax：以下「QDMTT」）が法制化される。適用開始時期は、いずれも令和8年4月1日以後に開始する対象会計年度とされる。併せて、OECDにより発出されたガイダンスの内容等を踏まえ、制度の明確化等の

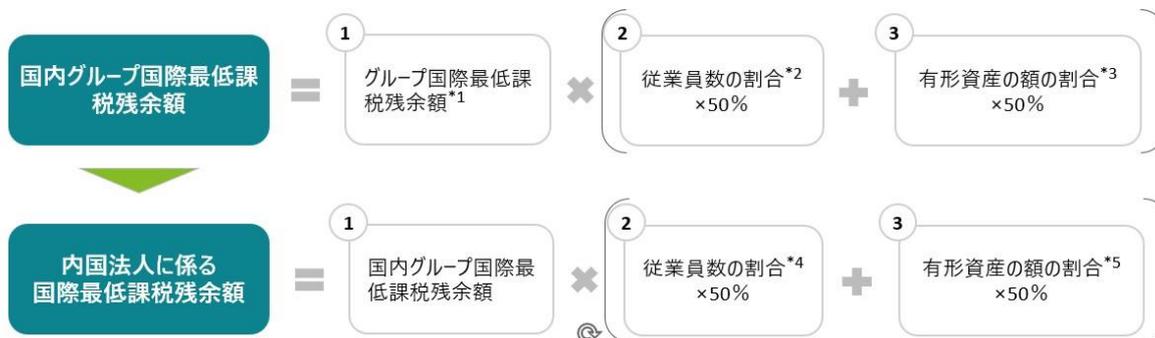
観点から所要の見直しが行われる。

(1) 軽減税所得ルール (UTPR)

項目	内容				
課税の範囲	<p>次に掲げる法人に対して、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税を課することとされる。</p> <table border="1" data-bbox="225 488 1241 573"> <tr> <td data-bbox="225 488 288 528">①</td> <td data-bbox="293 488 1241 528">特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 535 288 573">②</td> <td data-bbox="293 535 1241 573">特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等を有する構成会社等である外国法人</td> </tr> </table>	①	特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人	②	特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等を有する構成会社等である外国法人
①	特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人				
②	特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等を有する構成会社等である外国法人				
国際最低課税残余額 (課税標準)	<p>国内グループ国際最低課税残余額は、基本的に次に定めるところにより計算した金額とされる (イメージにつき後記&lt;参考:国際最低課税残余額(課税標準)の計算&gt;を参照)。</p> <p><math>A \times (B + C)</math></p> <p>A・・・グループ国際最低課税残余額</p> <p>各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等の「グループ国際最低課税額」から、その特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等及び共同支配会社等に係る国際最低課税額等その他一定の金額を控除した残額</p> <p>B・・・従業員数の割合</p> <p>「わが国又は各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税に相当する税を課することとされている一定の国若しくは地域を所在地国とする構成会社等の従業員等の数の合計数のうちにわが国を所在地国とする構成会社等の従業員等の数の合計数が占める割合」×50%</p> <p>C・・・有形資産の額の割合</p> <p>「わが国又は各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税に相当する税を課することとされている一定の国若しくは地域を所在地国とする構成会社等の有形資産の額の合計額のうちにわが国を所在地国とする構成会社等の有形資産の額の合計額が占める割合」×50%</p> <p>(注) 特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等を有する構成会社等である外国法人に係る国際最低課税残余額についても同様とされる。</p> <p>内国法人に係る国際最低課税残余額は、上記「国内グループ国際最低課税残余額」に、その内国法人の従業員数の割合及び有形資産の額の割合を合計した割合を乗じて計算した金額とされる。</p> <p>なお、特定多国籍企業グループ等の判定対象会計年度が、特定多国籍企業グループ等に該当することとなった最初の対象会計年度開始の日以後5年以内に開始し、かつ、国際的な事業活動の初期の段階にあるものとされる対象会計年度に該当する場合等には、その判定対象会計年度に係るグループ国際最低課税残余額は、零とされる。</p>				
税額の計算	<p>各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の額は、各対象会計年度の国際最低課税残余額 (課税標準) に 100 分の 90.7 の税率を乗じて計算した金額とされる。</p> <p>特定基準法人税額に対する地方法人税の額について、その対象に各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の額 (附帯税の額を除く) が加えられる。</p>				
申告及び納付等	<p>各対象会計年度終了の日の翌日から 1 年 3 月 (一定の場合には、1 年 6 月) 以内に行うものとされる。ただし、当該対象会計年度の国際最低課税残余額 (課税標準) がない場合は、その申告を要しないこととされる。</p>				

特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供制度の見直し	a) 提供義務者 提供義務者の範囲に、特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等を有する構成会社等である外国法人が加えられる。 b) グループ国際最低課税額等報告事項等 本制度により提供すべき事項の範囲に、国際最低課税残余額に関する一定の事項が加えられる。
適用関係	令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する対象会計年度から適用される。

< 参考：国際最低課税残余額（課税標準）の計算 >



\*1 「グループ国際最低課税残余額」は、各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等のグループ国際最低課税額から、その特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等に係る国際最低課税額等及びその特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に係る国際最低課税額等その他一定の金額を控除した残額として計算する。

\*2 わが国及び UTPR 適用国を所在地とする構成会社等の従業員等の数の合計数に対するわが国を所在地とする構成会社等の従業員等の合計数の割合

\*3 わが国及び UTPR 適用国を所在地とする構成会社等の有形資産の額の合計額に対するわが国を所在地とする構成会社等の有形資産の額の合計額の割合

\*4 わが国を所在地とする構成会社等の従業員等の数の合計数に対するその内国法人の従業員数等の割合

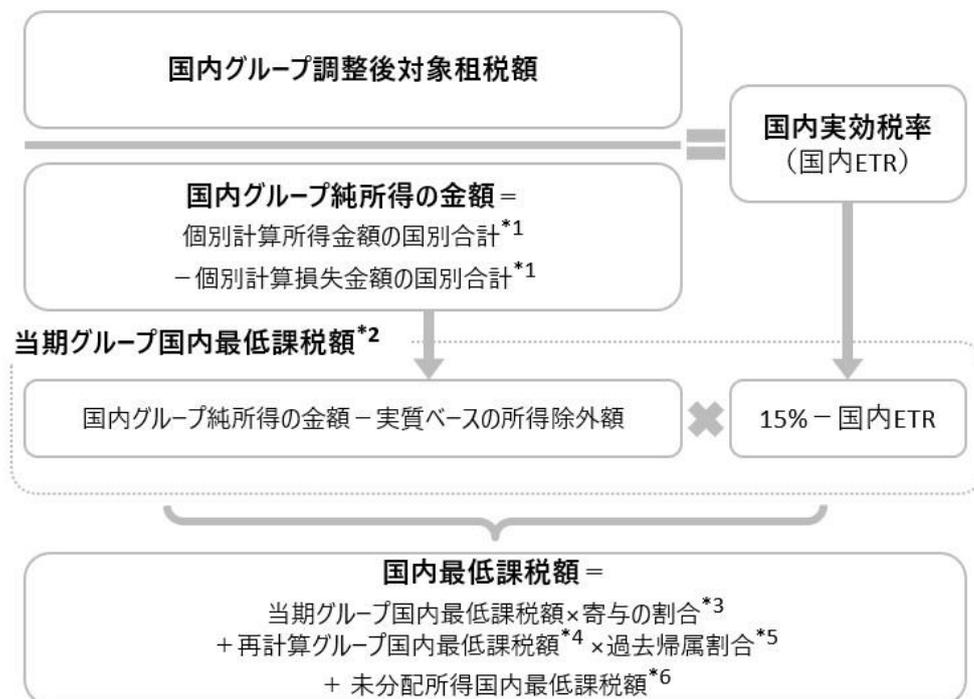
\*5 わが国を所在地とする構成会社等の有形資産の額の合計額に対するその内国法人の有形資産の額の割合 >

(2) 国内ミニマム課税（QDMTT）

項目	内容	
課税の範囲	次に掲げる法人に対して、各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税を課するものとされる。	
	①	特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人又は特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等である内国法人
	②	特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等を有する構成会社等である外国法人又は特定多国籍企業グループ等に係る恒久的施設等を有する共同支配会社等である外国法人
国内最低課税額（課税標準）	構成会社等に係る国内最低課税額は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額とされる（イメージにつき後記<参考：国内最低課税額（課税標準）の計算>を参照）。	
	区分	金額
	① 国内実効税率が 15% を下回り、かつ、国内グループ純所得の金額がある場合	A×B+C×D+E (注) A・・・当期グループ国内最低課税額（国内グループ純所得の金額からわが国に係る実質ベースの所得除外額を控除した残額に 15% から国内実効税率を控除した割合を乗じて計算した金額をいう）

		<p>B・・・その当期グループ国内最低課税額が算出されることとなった内国法人の寄与の程度を勘案して計算される割合</p> <p>C・・・過去対象会計年度ごとの再計算グループ国内最低課税額</p> <p>D・・・過去帰属割合（再計算グループ国内最低課税額が算出されることとなった内国法人の寄与の程度を勘案して計算される割合をいう）</p> <p>E・・・内国法人（各種投資会社等に限る）に係る未分配所得国内最低課税額</p>
	② 国内実効税率が 15%以上であり、かつ、国内グループ純所得の金額がある場合	①の C×D+E
	③ 国内グループ純所得の金額がない場合	<p>①の C×D+E（国内グループ調整後対象租税額が零を下回る場合のその下回る額がわが国に係る特定国別調整後対象租税額を超える場合にあつては、C×D+E+F×G）</p> <p>（注）F・・・永久差異調整に係るグループ国内最低課税額</p> <p>G・・・永久差異調整に係るグループ国内最低課税額が算出されることとなった内国法人の寄与の程度を勘案して計算される割合を乗じて計算した金額</p>
	<p>各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税と同様に、収入金額等に関する適用免除基準、一定の国別報告事項における記載事項等を用いた経過的な適用免除基準その他の特例が設けられる。また、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税と同様に、国際的な事業活動の初期の段階における適用免除基準が設けられる。</p> <p>共同支配会社等に係る国内最低課税額は、基本的に構成会社等に係る国内最低課税額と同様に計算した金額とされる。</p>	
税額の計算	<p>各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の額は、各対象会計年度の国内最低課税額（課税標準）に 100 分の 75.3 の税率を乗じて計算した金額とされる。</p> <p>国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税の額は、各課税対象会計年度の国内最低課税額に係る特定基準法人税額（課税標準）に 753 分の 247 の税率を乗じて計算した金額とされる。</p>	
申告及び納付等	<p>各対象会計年度終了の日の翌日から 1 年 3 月（一定の場合には、1 年 6 月）以内に行うものとされる。ただし、当該対象会計年度の国内最低課税額（課税標準）がない場合は、その申告を要しないこととされる。</p>	
グループ国内最低課税額報告事項等の提供制度の創設	<p>a) グループ国内最低課税額報告事項等の提供</p> <p>グループ国内最低課税額報告対象法人は、特定多国籍企業グループ等の最終親会社等の名称、その特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の所在地国の名称、その特定多国籍企業グループ等に係る国内最低課税額に関する事項その他必要な事項及び収入金額等に関する適用免除基準の適用を受けようとする旨等を、各対象会計年度終了の日の翌日から 1 年 3 月（一定の場合には、1 年 6 月）以内に、電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により、納税地の所轄税務署長に提供しなければならないこととされる。</p> <p>b) 提供義務の免除</p> <p>特定多国籍企業グループ等の最終親会社等（指定提供会社等を指定した場合には、指定提供会社等）の所在地国の税務当局がその特定多国籍企業グループ等に係るグループ国内最低課税額報告事項等の提供をわが国に対して行うことができると認められるときは、そのグループ国内最低課税額報告事項等の提供義務者である法人の提供義務を免除することとされる。</p>	
適用関係	<p>令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する対象会計年度から適用される。</p>	

<参考：国内最低課税額（課税標準）の計算>



※構成会社等と共同支配会社等は、別々に計算する。

\*1 わが国を所在地国とする全ての構成会社等に係るものに限る。

\*2 特定多国籍企業グループ等に係る国内 ETR が 15% を下回り、かつ、国内グループ純所得の金額がある場合においてのみ計算される。

\*3 当期グループ国内最低課税額が算出されることとなった内国法人の寄与の程度を勘案して計算される割合をいう。

\*4 過去対象会計年度の当期グループ国内最低課税額につき再計算を行うことが求められる場合において、その過去対象会計年度の当期グループ国内最低課税額に満たない金額として計算される金額をいう。

\*5 再計算グループ国内最低課税額が算出されることとなった内国法人の寄与の程度を勘案して計算される割合をいう。

\*6 内国法人（各種投資会社等に限る。）に係る個別計算所得金額のうち他の構成会社等に分配されなかった部分に対応する国内最低課税額として計算される金額をいう。

### (3) 国際最低課税額に対する法人税等の見直し

OECD により発出されたガイダンスの内容等を踏まえ、制度の明確化等の観点から所要の見直しが行われる（例：外国子会社合算税制等の対象とされる他の構成会社等に係る調整後対象租税額に含まれる金額等の計算について、その対象に法人税等調整額が加えられる）。

## 2. 外国子会社合算税制等の見直し

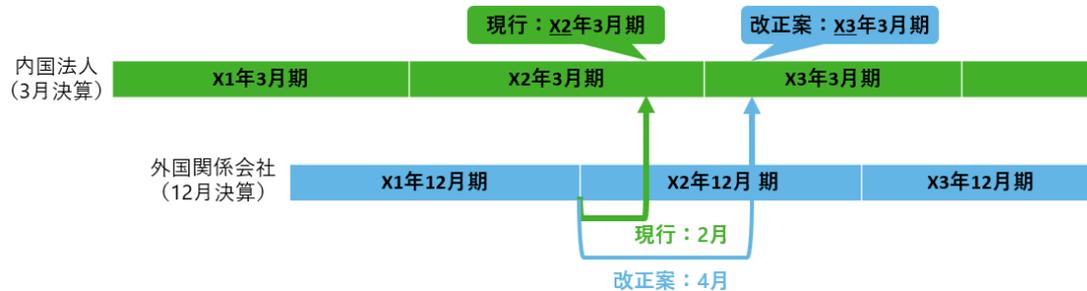
「第2の柱」の導入により対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例（以下「外国子会社合算税制」）等について、次の見直しが行われる。

### (1) 合算課税のタイミングの見直し

外国子会社合算税制に基づき外国子会社等の所得等の合算課税を受ける場合、内国法人に係る外国関係会社の各事業年度に係る課税対象金額等に相当する金額は、その内国法人の収益の額とみなして、現行法上、その事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日を含むその内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することとされている。例えば、内国法人が3月決算、外国関係会社が12月決算の場合は、特に、その外国関係会社の事業年度末から3カ月後となる内国法人の申告においてその外国関係会社の課税対象金額等に相当する金額が合算課税の対象となり、内国法人の申告期限までの作業期間が短いことから、合算課税のタイミングの見直しが求められていた。

改正案では、合算課税のタイミングについて、外国関係会社の各事業年度終了の日の翌日から4月を経過する日を含むその内国法人の各事業年度とすることとされる。

<例：内国法人が3月決算、その内国法人に係る外国関係会社が12月決算である場合の合算タイミング>



### (2) 書類添付要件等の見直し

添付対象外国関係会社に関し、現行法上、申告書に添付又は保存をすることとされている外国関係会社に関する書類の範囲（次表「現行」欄）について、改正案では、株主資本等変動計算書、損益金の処分に関する計算書その他これらに準ずるもの（同欄2.）及び貸借対照表及び損益計算書に係る勘定科目内訳明細書（同欄3.）をその範囲から除外することとされる。

現行	改正案
1. 貸借対照表及び損益計算書（これらに準ずるものを含む）	1. 貸借対照表及び損益計算書（これらに準ずるものを含む）
2. 株主資本等変動計算書、損益金の処分に関する計算書その他これらに準ずるもの	2. <del>株主資本等変動計算書、損益金の処分に関する計算書その他これらに準ずるもの</del>
3. 貸借対照表及び損益計算書に係る勘定科目内訳明細書	3. <del>貸借対照表及び損益計算書に係る勘定科目内訳明細書</del>
4. 本店所在地国の法人所得税に関する法令により課される税に関する申告書の写し	4. 本店所在地国の法人所得税に関する法令により課される税に関する申告書の写し
5. 企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細を記載した書類及びその法人所得税の額に関する計算の基礎となる書類で各事業年度に係るもの	5. 企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細を記載した書類及びその法人所得税の額に関する計算の基礎となる書類で各事業年度に係るもの
6. 株主等の氏名・住所等及びその有する株式等の数又は金額を記載した書類	6. 株主等の氏名・住所等及びその有する株式等の数又は金額を記載した書類
7. 出資関連外国法人等の株主等の氏名・住所等及びその有する株式等の数又は金額を記載した書類	7. 出資関連外国法人等の株主等の氏名・住所等及びその有する株式等の数又は金額を記載した書類
8. その他参考となるべき事項を記載した書類	8. その他参考となるべき事項を記載した書類

除外

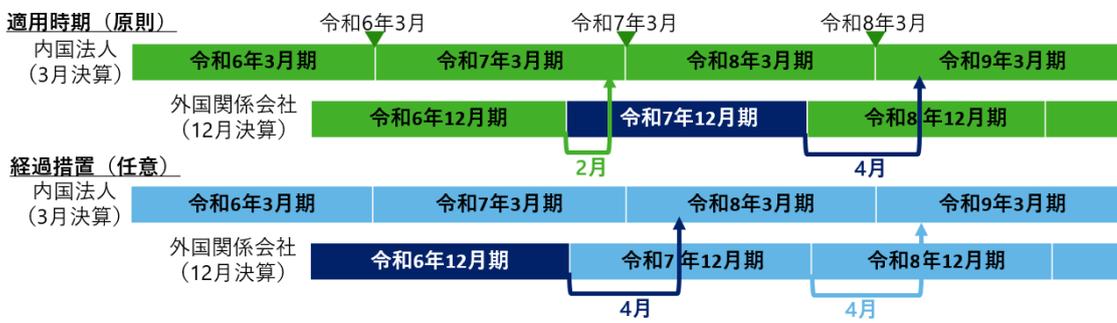
### (3) 適用関係

適用時期	経過措置
上記の改正は、内国法人の令和7年4月1日以後に開始する事業年度に係る外国関係会社の課税対象金額等（*1）について適用される。	内国法人の令和7年4月1日以前に開始した事業年度に係る外国関係会社の課税対象金額等（*2）について、その外国関係会社の事業年度終了の日の翌日から4月を経過する日を含むその内国法人の同年4月1日以後に開始する事業年度において外国子会社合算税制の適用を受けることができる経過措置が講じられる。

（\*1）その外国関係会社の令和7年2月1日以後に終了する事業年度に係るものに限る。

（\*2）その外国関係会社の令和6年12月1日から令和7年1月31日までの間に終了する事業年度に係るものに限る。

<例：内国法人が3月決算、その内国法人に係る外国関係会社が12月決算である場合の適用関係>



### (4) 地方税

個人住民税、法人住民税及び事業税について、外国子会社合算税制等の見直しに関する国税の取扱いに準じて所要の措置を講ずることとされる。

## 消費課税

### 1. 外国人旅行者向け消費税免税方式及び免税制度等の見直し

外国人旅行者向け消費税免税制度について、不正利用を排除し免税店が不正の排除のために負担を負うことのない制度とするため、出国時に持ち出しが確認された場合に消費税が免除される制度とし、出国時の確認後に免税店から外国人旅行者に消費税相当額を返金する「リファンド方式」へ見直される。また、本免税制度を引き続きインバウンド消費の拡大に向けた重要な政策ツールとして活用するため、外国人旅行者の利便性向上や免税店の事務負担軽減の観点から、免税制度及び免税範囲の見直し等が行われる。令和8年11月1日以後に行われる免税対象物品の譲渡について適用され、下記(2)に記載の「別送」による免税販売方式は令和7年3月31日をもって廃止される。

#### (1) 免税方式の見直し（リファンド方式への見直し）

##### 1) リファンド方式への見直し

輸出品販売場を営業者（以下「免税店」）が、免税購入対象者に対して免税対象物品を譲渡した場合であって、その免税購入対象者がその購入した日から90日以内に出港地の税関長による確認を受けたときは、その確認をした旨の情報を免税店において保存することを要件として、その免税対象物品の譲渡について消費税が免税される。

すなわち、実務上、免税店は消費税相当額を含めた価格で販売し、出国時に持ち出しが確認された場合に免税店から免税購入対象者に対し消費税相当額を返金するいわゆる「リファンド方式」となる。

## 2) 国外への持出の確認

免税購入対象者は、購入した免税対象物品について、出国時に旅券等を提示して税関長の確認を受けるものとし、その確認を受けた免税対象物品を国外に持ち出さなければならないこととされる。

これまで免税購入対象者が免税対象物品を消費税免税で購入したのち、国内で転売し利益を得る免税制度の不正利用があったが、国外へ持ち出すことが条件となったためこれらの不正利用が排除されると考えられる。

## 3) 税関長による免税店への税関確認情報の提供

税関長は、免税店（承認送信事業者を含む）に対し、購入記録情報ごとに、国税庁の免税販売管理システムを通じて税関確認情報を提供するものとされる。

## (2) 免税対象物品の範囲の見直し

### 1) 免税対象物品の範囲の見直し

現行の免税対象物品の範囲は、以下のとおりである。

	現行
免税対象物品の範囲	通常生活の用に供する物品のうち、次の範囲の物品（消法 8 ①、消令 18②二⑭） ① 一般物品（消耗品以外のもの）の場合は、同一の免税購入対象者に対する同一の販売場における 1 日の販売価額（税抜）の合計額が 5,000 円以上（*1）であること。 ② 飲食料品、医薬品、化粧品その他の消耗品（以下「消耗品」）の場合は、同一の免税購入対象者に対する同一の販売場における 1 日の販売価額（税抜）の合計額が 5,000 円以上（*1）50 万円以下であること。  （*1）一般物品と消耗品のそれぞれの販売価額（税抜）が 5,000 円未満であったとしても、その合計額が 5,000 円以上であれば、一般物品を消耗品と同様の指定された方法により包装（特殊包装）することで、免税販売することができる。この場合、その一般物品は消耗品として取り扱う。（消令 18③、④二）

改正案では免税対象物品の範囲の見直しとして以下が示された。

- 消耗品について免税購入対象者の同一店舗一日当たりの購入上限額（50 万円）及び特殊包装を廃止するとともに、一般物品と消耗品の区分が廃止される。
- 免税販売の対象外とされている通常の生活の用に供しないものの要件が廃止される。
- 金地金等の不正の目的で購入されるおそれが高い物品については、免税販売の対象外とされる物品として個別に定める仕組みとされる。

### 2) 免税販売手続の見直し

改正案では免税販売手続の見直しとして、主に以下が示された。

- 100 万円（税抜き）以上の免税対象物品については、購入記録情報の送信事項にその免税対象物品を特定するための情報（シリアルナンバー等）が加えられる。
- 免税購入対象者が輸出物品販売場で運送契約を締結し、かつ、その場で物品を運送事業者へ引き渡す、いわゆる「直送」による免税販売方式については、従来の方式に代えて消費税法第 7 条の輸出免税制度により消費税を免除できるとされ、免税の取扱いは存続される。
- 免税購入対象者が輸出物品販売場で購入した免税対象物品について、その免税購入対象者が別途国外へ配送する、いわゆる「別送」による免税販売方式は廃止される。

### 3) その他

- 輸出物品販売場の許可要件の見直しにより、一般型輸出物品販売場と手続委託型輸出物品販売場の許可の区分が廃止される。
- 基地内輸出物品販売場制度が廃止される。
- 免税購入対象者に対する即時徴収及び罰則について所要の整備が行われる。

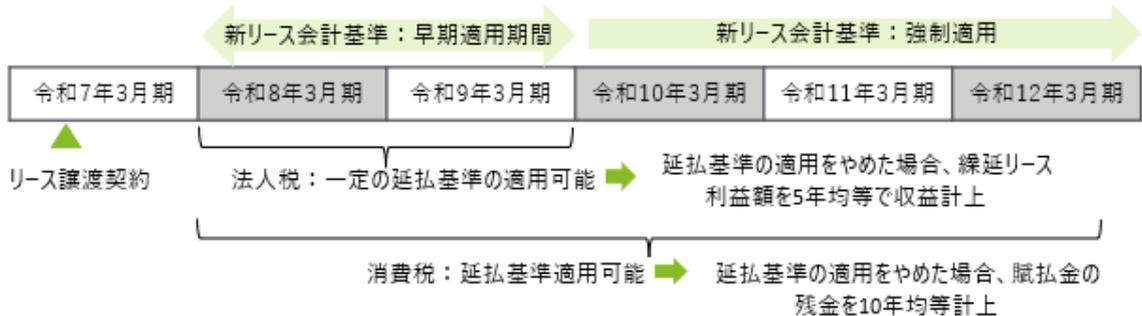
2. リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例（法人課税 7. (3) の掲載内容と同様）

(1) リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例の廃止

貸手側において会計上「リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法」が廃止されることに伴い、消費税法上もリース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例が廃止される。また、法人税法上も収益及び費用の帰属事業年度の特例が廃止される。

改正案	
内容	リース譲渡に係る資産の収益及び費用の帰属事業年度の特例の廃止（所得税・法人税も同様）
経過措置 【法人税】 所得税も同様	① 令和 7 年 4 月 1 日前にリース譲渡を行った法人の令和 9 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度に行ったリース譲渡については、一定の延払基準の方法により計算することが可能 ② 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度において延払基準の適用をやめた場合は繰延リース利益額を 5 年均等で収益計上することが可能
経過措置 【消費税】	① 令和 7 年 4 月 1 日前にリース譲渡を行った法人の令和 12 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度については、延払基準の方法により計算することが可能 ② 令和 7 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において延払基準の適用をやめた場合の賦払金の残金を 10 年均等で資産の譲渡等の対価の額とすることが可能

3 月決算の場合の経過措置のイメージは次のようになる。





## 令和7年度税制改正トピックス

令和7年度税制改正について、最新の情報を集めて掲載しています。

[www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform](http://www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform)

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan)

### お問い合わせ

#### デロイト トーマツ 税理士法人

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800 (代)

email [tax.cs@tohmatu.co.jp](mailto:tax.cs@tohmatu.co.jp)

会社概要 [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301